

・月曜日～金曜日

午前8時30分～午後6時30分

・土曜日、日曜日

午前10時～午後5時

◆電話番号(全国共通)

0570・070・110

※なお、この期間以外でも、平日午前8時30分～午後5時まで、この電話番号で相談に応じています(時間外でも留守番電話で対応しています)。

◆問い合わせ先

鳥取地方務局人権擁護課

☎0857・22・2289

訴訟を装ったハガキによる架空請求が横行しています

◆見知らぬ業者・団体には一切連絡しないでください。

こちらから架空請求者へ連絡を取ると、巧妙な語り口で電話番号などの個人情報聞き出され、後日電話などで執拗な脅迫まがいの請求をされるおそれがあります。

実際にハガキに記載されている電話番号に連絡したところ、

「裁判取り下げ費用」や「弁護士費用」などに必要であるとして何十万円も請求されたケースが多数報告されています。

◆身に覚えのない請求には絶対に応じないでください。

いったん支払ってしまったお金を取り戻すことはほぼ不可能です。

また、一度支払うと架空請求者にとっては都合のよい「カモ」として目をつけられ、次々と架空請求がなされるケースも少なくありません。

◆「裁判」や「裁判所」の言葉にあわてないでください。

実際に訴状が提出され、裁判になっている場合には、裁判所から詳細が示された文書が特別な郵便方法によって封書で配達されます。

「裁判」、「裁判所」の言葉にあわてることがありません。文書にある連絡先には絶対に連絡をしないで、消費生活センターに相談してください。

◆困ったときは鳥取県西部消費生活センターまでご相談ください。

米子市末広町294番地

(米子コンベンション)

センター4階

☎0859・34・2648

☎0859・34・2668

終戦当時の引揚者の方へ 通貨・証券などを お返ししています

税関では、お預かりしている次の通貨・証券などをお返ししています。

◆終戦後、外地から引き上げて来た人が、上陸港の税関、海運局に預けた通貨・証券など

◆外地の集結地で総領事館、日本人自治会などに預けた通貨・証券などのうち日本に返還されたもの

返還の申し出は、ご本人ばかりでなく、ご家族の方でも結構です。心当たりの方は、上陸港を所轄する税関または境税関支署へお問い合わせください。

◆境税関支署

〒684・0034

境港市昭和町9番地

境港港湾合同庁舎内

☎0859・42・2228

FAX 0859・42・3893

9月12日は 「とっとり県民の日」 です

「とっとり県民の日」は、現在の鳥取県が誕生した1881(明治14)年9月12日にちなんで、平成10年に「とっとり県民の日」条例で制定されました。

この日をきっかけに地域の文化・歴史・自然などにふれ、ふるさとの素晴らしさを見つめ直してみませんか?

わかります暮らしと 社会の未来地図 社会生活基本調査



国民のライフスタイルを明らかにする調査です。

平成18年10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。調査世帯には、統計調査員が伺い調査票の記入をお願いいたしますので、よろしくご協力ください。

会社も、お店も、
学校も、病院も
事業所企業

統計調査



平成18年10月1日(日)は事業所・企業統計調査の日です。9月下旬から調査員がお伺いします。ご協力をお願いします。



10月1日～10月7日
公証週間
～大切な契約や遺言は
公正証書で～
米子公証役場
☎0859-32-3399